

道路占用料減免（全部・一部）申請書

年 月 日

(あて先)

八尾市長

〒
住 所
団体名
氏 名 (※)
電話番号

担当者名
電話番号

(※) 法人の場合または本人が自署しない場合のみ、押印が必要です。

下記の占用物件について、八尾市道路占用料条例（昭和 28 年八尾市条例第 137 号）第 4 条の規定により、占用料の減免を申請します。

占 用 物 件	
該 当 条 項	八尾市道路占用規則第 1 2 条の 2 第 項第 号
適 用	1. 全部 2. 一部（割合： 分の ）
備 考	

八尾市道路占用規則

第12条の2 条例第4条の規定により占用料の全部を免除することのできる物件は、次に掲げるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体の行う事業に係るもの
- (2) 鉄道事業法又は軌道法に規定する鉄道又は軌道
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
- (4) 街灯、防犯灯又は防犯カメラ
- (5) 道路管理者が設ける街灯、標識又はカーブミラーを無償で添加している電柱又は電話柱であって、広告物を添加しないもの
- (6) ガス、電気、電気通信、水道又は下水道の各戸引込み地下埋設管
- (7) かんがい排水施設その他農用地の保全又は利用上必要な施設
- (8) 公共組合、公共的団体又は電気通信事業者が設ける架空の各戸引込み電線
- (9) 公共的団体が設ける水管及び下水道管
- (10) 地先から雨水又は汚水を水路等に排水するための地下埋設管
- (11) 道路に出入りするために必要な路端又は法敷に設ける通路等
- (12) 地縁団体その他の住民組織が設ける施設であって、公衆の利便に寄与するもの
- (13) アーケード連絡協議会で承認されたアーケード及び看板類
- (14) 財団法人大阪府消防協会が設ける消火栓標識柱
- (15) 難視聴対策を目的とする有線テレビジョン放送施設
- (16) 開発行為に伴い、本市に帰属する物件

2 条例第4条の規定により占用料の一部を免除することのできる物件は、次の各号に掲げるものとし、その免除の割合は当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、占用許可を受けて地中に設ける電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分なもの（変圧器等の地上機器をいう。） 9分の8
- (2) 電線類が上空に設置されていない道路において、占用許可を受けて地中に設ける電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分なもの（変圧器等の地上機器をいう。） 9分の8
- (3) 自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具 2分の1
- (4) バス停留所標識類及びバス又はタクシーの待合所上屋 2分の1
- (5) 地縁団体その他の住民組織又は公共的団体の管理する街灯又は防犯灯を無償で添加している電柱又は電話柱であって、広告物を添加しないもの 2分の1
- (6) 公安委員会の設置する交通信号灯を無償で添加している電気事業者又は電気通信事業者の設置する電柱又は電話柱 2分の1
- (7) 電柱又は電話柱に添加する巻付け看板 2分の1
- (8) 簡易型携帯電話の無線基地局 3分の1
- (9) 電柱又は電話柱に添加する添加看板 3分の1
- (10) 道路区域内に突出する広告物のうち、表裏2面に表示している突出看板 3分の1
- (11) 電線共同溝、キャブ等に設ける電線類 10分の2
- (12) 前号に掲げる電線類と一体不可分なもの（変圧器等の地上機器をいう。） 9分の8

3 前2項に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるときは、市長が別に定めるところにより占用料の全部又は一部を免除することができる。